

お知らせ

税・年金

家屋調査(新築・増改築分)にご協力を

平成18年中に新築・増改築された家屋は、平成19年度から固定資産税と都市計画税の課税対象となります。

市では、対象となる家屋の評価額を算定するため、地方税法の規定に基づき、資産税課職員(固定資産評価補助員)がお伺いし、家屋調査を実施していただきます。調査の対象となる家屋は事前に書面でお知らせします。



また、資産税課職員が、市内全域の家屋の状況調査を行っています。家屋を取り壊したときは、ご連絡ください。なお、職員は必ず身分証明証を携帯しています。ご不審の際には、資産税課までご連絡ください。

10月車座集会のご案内

(タウンミーティング)

とき	ところ
10月6日(金) 午後7時~9時	東小学校 多目的室
10月21日(土) 午後2時~4時	柳沢小学校 体育館

秘書課(☎区内線1262)

絡ください。ご理解とご協力をお願いします。

資産税課(☎区内線1341)
国民年金保険料の一部納付制度を受けられた方へ

国民年金の免除制度(全額免除 4分の1納付 半額納付 4分の3納付)を申請し、その一部納付が承認された場合は、次の一部保険料を納付することが必要になります。

- 一部保険料(平成18年度)
 - 4分の1納付: 3千470円
 - 半額納付: 6千930円
 - 4分の3納付: 1万400円

この一部保険料を納めることにより、「一部納付」と承認された期間が老齢・障害・遺族基礎年金の支給資格期間に含まれ、老齢基礎年金額にも反映されます。

なお、一部保険料が納付されなかった場合は、未納期間扱いになり、支給資格期間や将来の年金額に反映されませんのでご注意ください。

国民年金の免除制度についてのお問い合わせは、武蔵野社会保険事務所(☎0422-56-1411)または保険年金課までお問い合わせください。

保険年金課(☎区内線1492、☎区内線2137)

福祉

精神障害者保健福祉手帳が変ります

10月1日の受付分から、写真を貼付した手帳になります。申請の際は、本人の写真(縦4センチ×横3センチ、撮影後1年以内)を添付

してください。障害福祉課(☎区内線2342)

福祉サービス第三者評価の普及、啓発を行っています

市では、これから福祉サービスを利用される方、既に利用している方が、自分にとって適切なサービスを選択する際の目安となる情報提供と、サービス提供事業者がサービス向上への取り組みを支援するため、福祉サービス第三者評価の普及、啓発を積極的に進めています。

事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が、客観的に福祉サービスの内容や質などを評価し、その結果を公表します。

市の施設も積極的に第三者評価を受けています！平成17年度は、市内の公立施設13か所、民間施設29か所が第三者評価を受けました。

その結果はホームページとつきよう福祉ナビゲーション(<http://www.fukunavi.or.jp/>)で閲覧することができます。

市では、市報やホームページで第三者評価を普及・啓発するとともに、事業者連絡会等で、第三者評価制度やつきよう福祉ナビゲーションの説明を評価推進機構に依頼し実施を促進しています。

事業者へ「受審済認定ステッカー」を交付しています！

都は第三者によるサービス評価を受けた事業者を認定するステッカーを作製し、各事業所に交付しています。ステッカーは事業所の入り口など、利用者が見やすい位置に掲示してもらうので、評価を

受けた目印になります。



となり、申請が無いと受けられませんのでご注意ください。

また、出生日(転入日)の翌日から15日以内に申請があった場合は、出生日(転入日)以降から助成の対象になります。

新規申請の方
対象要件 市内に居住する就学前の乳幼児(平成12年4月2日以降生まれ)の保護者で所得制限未満の方(5歳未満の場合は、所得制限はありません)

助成範囲 乳幼児が健康保険診療を受けたときの自己負担金額(健康診断、入院時食事代、容器代等は助成対象外です)

助成期間 10月1日(10月1日以降の申請の場合は、申請日)から来年の9月30日まで(期間内に受給要件を失ったときはその前日まで)

申請に必要なもの
印鑑 お子さんの健康保険証のコピー 年金加入証明書(または申請者の加入の健康保険証) 平成18年1月2日以降に転入した保護者の方は、平成18年度所得証明書 その他必要書類

提出可。なお平成18年度の児童手当の申請をされている方について添付されている方には必要ありません。ただし必要です。

所得制限額は、7月15日号の市報に掲載しています。詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

申請場所 子育て支援課(両庁舎1階)

子育て支援課(☎区内線1525) 子育て支援課(☎区内線1527)、(☎区内線2141)



10月から

国民健康保険と老人保健が変わります

医療保険制度が改正され、医療費の自己負担等が変わります

70歳未満の方は
高額療養費の自己負担限度額が一部引き上げられます。

同じ方が同じ月に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。今回の改正で、70歳未満の方は表1のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わります。

高額の治療を長期間継続して行う必要がある疾病の場合、1か月の自己負担額は1万円までとされていますが、慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。

70歳以上の方は
現役並みの所得がある方の自己負担割合が変わります。

70歳以上または老人保健で医療を受ける方のうち、現役並みの所得がある方は、医療機関に支払う自己負担割合が2割から3割に引き上げられます。

高額療養費(老人保健の場合)は高額医療費の自己負担限度額が表2のように一部引き上げられます。療養病床に入院時の食費

療養病床に入院時の食費

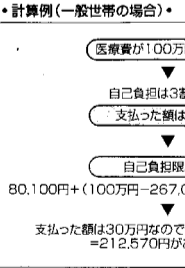


表1: 70歳未満の方 10月1日からの高額療養費自己負担限度額(月額)

	3回目まで	4回目以降
一般世帯 (右計計算例参照)	80,100円+267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円
上位所得者 1	150,000円+医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯。ただし所得の申告がない場合も上位所得者とみなされます。
2 過去12か月間に、1つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

表2: 70歳以上の方 10月1日からの高額療養費自己負担限度額(月額)

	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降の場合44,400円)
低所得者		24,600円
低所得者	8,000円	15,000円